

資料1－審議会への諮問事項及び今後のスケジュールについて

4 住 建 第 1 0 6 号  
令 和 4 年 7 月 8 日

住田町水道審議会 様

住田町長 神田 謙一

諮 問

住田町水道審議会条例第2条の規定により、下記について諮問します。

記

1. 簡易水道事業の基本計画に関することについて
  - (1) 住田町地域水道ビジョンの改定
    - ①地方公営企業法の適用に即した計画内容への改定
    - ②現在の水需要に合わせた計画内容への改定
2. 簡易水道事業の経営方針及び料金に関することについて
  - (1) 経営方針の決定
  - (2) 料金改定に向けた方針の決定

○簡易水道事業の基本計画に関すること（条例第2条第1項）

住田町地域水道ビジョンの改定について

・住田町地域水道ビジョンとは

水道事業運営における施設整備及び維持管理の方針・計画、今後の財政見通しを基に経営課題に向けた対策などを記載し、今後の経営の方向性と基本的な考え方を掲げた水道事業の総合的計画を「地域水道ビジョン」と位置付けている。

・改定のポイント

① 地方公営企業法の適用に即した計画内容への改定

令和2年度より地方公営企業法の財務規則を適用して事業を実施しています。これにより、今までの収入支出のみの会計から、固定資産、減価償却費、長期前受金といった複式簿記を用いた会計となっています。

複式簿記による会計方式から見える財政投資の計画や施設の更新についての計画を改定します。

② 現在の水需要（給水人口、有収水量<sup>\*1</sup>など）に合わせた計画内容の改定

水需要は、事業運営において営業収入の基礎となるものとなります。現計画の水需要は、平成21年に予測したものであることから令和4年から今後10年間の水需要の推移を想定した、事業計画に改定します。

○簡易水道事業の経営方針及び料金に関することについて（条例第2条第2項）

経営方針、料金改定の方針の決定について

令和4年3月に、地方公営企業法の財務適用に合わせた形の投資財政計画を盛り込み「簡易水道事業経営戦略」を改定しました。その中で、目標とする経営指標や施設更新に向けた考え方、収益及び費用に対する考え方を記載しております。

審議会では、その考え方の方向性と今後予想される施設更新や維持管理の必要経費へ対応できる運営となるか、料金改定の必要性の有無、改定時期の基準などを協議していただきます。

○今後の審議会のスケジュール

- |      |     |        |                                     |
|------|-----|--------|-------------------------------------|
| R 4. | 8月  | 第1回審議会 | ～委嘱状交付、経営状況の説明                      |
| R 4. | 10月 | 第2回審議会 | ～改定地域ビジョン計画（案）の説明<br>決算を基にした収支計画の説明 |
| R 5. | 2月  | 第3回審議会 | ～前2回の審議会意見から答申書（案）の確認               |
| R 5. | 6月  | 第4回審議会 |                                     |
| R 5. | 10月 | 第5回審議会 |                                     |